

令和 6 年 度

第 9 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 6 年 12 月 26 日（木）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和 6 年度 第 9 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 6 年 12 月 26 日 (木) 午後 3 時 40 分
会 場 ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11 名)

1 番	長井	3 番	竹原	5 番	橋本
7 番	滝沢	8 番	小山	10 番	五十嵐
11 番	笠原	12 番	長瀬	17 番	高波
18 番	田鹿	21 番	大島		

(2) 農地利用最適化推進委員 (18 名)

(安塚区)	和栗	松苗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	高橋	小山	
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	常山	石野	
(三和区)	福原	高橋	

2 欠席委員

(1) 農業委員…19 番 中嶋

(2) 農地利用最適化推進委員…(柿崎区) 平野

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	石澤
	主 任	上田
大潟区駐在室	班 長	吉田
頸城区駐在室	主 任	関間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

12 番 長瀬 3 番 竹原

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 実質化された人・農地プラン変更の変更案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後３時４０分 それでは、これより令和６年度第９回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員１１名、欠席委員１名であり、上越市農業委員会会議規則第７条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数１９名の内、出席推進委員１８名、欠席推進員１名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 １２番 長瀬委員、３番 竹原委員を指名いたします。
	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 省略
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第１号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第１号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は１頁をご覧ください。

議 長 議 長 議 長 安塚区 駐在室 議 長 議 長 議 長	番号 2137 番と 2138 番は、耕作者の労力不足のための合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕です。 番号 2139 番から 2 頁、番号 2143 番までの 5 件は、耕作者の労力不足のための合意解約で、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 <議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について> 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」 ご説明いたします。3 頁をご覧ください。 「1 農業振興地域の農用地区域への編入」の番号 1 番は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。 次に、「2 計画変更」について、ご説明いたします。4 頁に新旧対照表を載せてありますので、併せてご覧ください。 番号 1 番から 3 番までの 3 件については、いずれも事業が完了したことに伴い、上越農業振興地域整備計画から削除するものです。 番号 4 番は、受益面積の変更です。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
--	---

議 長	<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 10 件をご説明いたします。議案書は 5 頁をご覧ください。 番号 2148 番から 2152 番までの 5 件は、いずれも、耕作者が労力不足のため、地域の担い手の農業者へ新たに貸し付けるもので、契約期間は 6 年です。 なお、番号 2148 番から 2152 番までの 5 件は、報告第 1 号の関連案件です。 6 頁、番号 2153 番から 7 頁、番号 2157 番までの 5 件は、契約期間満了に伴う再設定です。 契約期間は、6 頁、番号 2153 番から 7 頁、番号 2156 番までの 4 件が 6 年、7 頁、番号 2157 番が 3 年です。 これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<<浦川原区駐在室の議案>> 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2507 番の 1 件です。

	耕作者の労力不足により、合意解約するものです。解約後は、農地中間管理事業を利用して他者へ貸付予定です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞</u> 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 件、「2 計画変更」2 件について説明いたします。 まず「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 件、について説明いたします。 2 項をご覧ください。5 頁に位置図、6 頁に利用計画図を添付しましたのでご覧ください。 申請内容は、申請者である〇〇が、上越地域振興局上越東維持管理事務所管内の公共工事や災害等で発生する残土処理を目的とした変更申請です。 変更理由は、現在の安塚区の処理場の処理量が許容限度量に近づき、搬入制限を余儀なくされている状況から、当地域における公共工事だけでなく、万一の集中豪雨や地震等の自然災害で発生する土砂を処理する場所もないため、早急に残土処理場の確保が必要なことから当該地を申請するものです。 当該地を申請するに先立ち、申請者の事業活動範囲で農用地以外の場所の選定を試みましたが、農用地以外の個所は荒廃が進み、急傾斜地や道路幅員が狭い場所が多く、大型車両の乗り入れが不可能だけでなく、農業振興地域の端部に位置する地形が多いため、沢地形や残土処理をするポケットとなる平坦な場所もなく、盛土による流出が懸念されるため、難しい状況ということです。 申請する土地は、農地としては条件が悪く休耕田となっている比較的平坦な地形であり、隣接する高谷川への暗渠排水施設の施工も可能だけでなく、運搬路となる県道牧横住線の道路幅員も広く大型車両の通行に支障がありません。う回路も確保できるため、当該地を申請するに至ったものです。 また、当該地は地滑り防止区域ではありますが、今回の土砂処理部分は端部での抑え盛土を行い、地滑りを抑制する計画であることから、地滑り区域内行為の許

	可認定済であり、地権者の了承も得ております。残土処理計画としては年間 4,000～6,000 m³の処理を、許可後 4～5 年間継続する予定です。 県知事の変更同意を得た後、農地法の許可申請を予定しています。 次に「2 計画変更」2 件について説明いたします。 3 項をご覧ください。番号 1 番は、新規に排水路整備事業を追加するものです。 番号 2 番は事業が完了したことに伴い、削除するものです。 4 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
〇〇委員	計画は了承します。説明の中で高谷川に隣接する場所に処理場を設置し、相当量を処理する予定であるため、土砂崩れが起きないように注意を払っていただきたい。
浦川原区 駐在室	申請者からは抑え盛土を行い高谷川へも土砂崩れを防止すると聞いています。 申請者には「土砂崩れが起きないように注意を払っていただきたい」という意見があったことを伝え、注意を促します。
〇〇委員	了解した。
議 長	他に、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	ないようですので、本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 4 件を説明いたします。7 頁、番号 2504 番から番号 2507 番の 4 件です。 番号 2504 番は効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の旧耕作者から下段の新耕作者に変更するものです。

議 長	番号 2505 番から番号 2507 番の 3 件は、農業経営者交代のため、親から子へ耕作者を変更するものです。 具体的な対象農地は、8 頁の対象農用地等リストのとおりです。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>大島区駐在室の議案</u>》 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は、1 頁をご覧ください。 番号 2905 番から 2908 番の 4 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は 2905 番が休耕、2906 番と 2908 番が他者に貸付、2907 番が他者に貸付予定です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。 議案書の 2 頁、番号 2902 番をご覧ください。 譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人より売買により所有権移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
〇〇委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	＜議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞ 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 件、「2 計画変更」1 件についてご説明いたします。 まず、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 件をご説明いたします。 3 頁をご覧ください。6 頁に位置図、7 頁に土地利用計画図をを添付しましたので併せてご覧ください。 申請内容は、申請者である〇〇が上越地域振興局上越東維持管理事務所管内の公共工事や災害復旧工事等で発生する残土の処理を目的とした変更申請です。 変更理由は、現在、安塚区に設置している残土処理場の処理量が許容上限に近づき、搬入制限を余儀なくされている状況から当地域における公共工事等だけではなく、万一の集中豪雨や地震等の自然災害で発生する土砂を処理する場所もないため、早急に残土処理場の確保が必要なことから当該地を申請するものです。

	当該地の申請に先立って申請者の事業活動範囲で農用地以外の場所の選定を試みましたが、農用地以外の場所は荒廃が進み、急傾斜地や道路幅員が狭い場所が多く、大型車両の乗り入れが不可能だけでなく、農業振興地域の端部に位置する地形が多いため、沢地形や残土処理をするポケットとなる平坦な場所もなく、盛土による流出が懸念されるため難しい状況ということです。 申請する土地は、農地として条件が悪く休耕田となっている比較的平坦な地形であり、隣接する田麦川への暗渠排水施設の施工も可能なだけでなく、運搬路や迂回路も確保できるため、当該地を申請するに至ったものです。 また、当該地は地すべり防止区域ではありますが、今回の土砂処理部分は端部での抑え盛土を行い、地すべりを抑制する計画であることから、地すべり区域内行為の許可認定済みであり、地権者の了承も得ています。 残土処理計画としては、年間 5,000～8,000 m³の処理を 15～16 年間継続する予定です。 県知事の変更同意を得た後に農地法の許可申請を予定しています。 なお、先ほどの浦川原区の説明にもありましたとおり、当該運営隊では、浦川原区と大島区の 2 箇所に残土処理場を設け適切に管理する計画とのことです。 次に「2 計画変更」1 件についてご説明いたします。4 頁をご覧ください。 この事項につきましては、事業が完了したことに伴い、削除するものです。 5 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 15 件をご説明いたします。 8 頁、番号 2981 番から 11 頁、2995 番をご覧ください。 番号 2981 番から 2989 番の 9 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 牧 区 駐在室 議 長	番号 2990 番から 2995 番の 6 件は、いずれも渡し人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸し付けるものです。 これら 15 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 当該案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 《<u>牧区駐在室の議案</u>》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。 <u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。 牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 議案書は 1 頁、番号 3328 番から番号 3358 番の 31 件をご覧ください。 いずれの案件も合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕又は他者へ貸付、他者へ贈与、経営基盤法による再契約です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
--	--

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 議案書は 8 頁、番号 3303 番をご覧ください。 労力不足により、申請農地を譲受人へ所有権を移転するものです。 なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
〇〇委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について> 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は 9 頁から 12 頁をご覧ください。 「1 計画変更」番号 1 番から 9 番までの 9 件です。 11 頁と 12 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。 番号 1 番から番号 5 番及び番号 9 番は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。 番号 6 番は、受益面積の変更です。

議 長	番号 7 番は、団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策事業に取り組むため追加するものです。事業概要は堤体工一式です。 番号 8 番は、県ため池整備に取り組むため追加するものです。事業概要は堤体工一式です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 19 件を説明いたします。 13 頁、番号 3380 番から番号 3398 番をご覧ください。 番号 3387 番は、契約期間満了に伴う再設定で、期間は 3 年です。 番号 3380 番から番号 3382 及び番号 3388、番号 3390、番号 3391、番号 3393 から番号 3395、番号 3398 は、法律改正に伴う再設定で、期間は 5 年又は 10 年です。 その他の案件については、新規案件であり、いずれも経営規模拡大によるものです。 当該案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。 柿崎区駐在室 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3795 番から 3804 番までの 10 件です。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付 7 件、他者へ貸付予定 3 件です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。 議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 議 長 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 議 長 ＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。 柿崎区駐在室 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 3 頁をご覧ください。 番号 3710 番は、譲渡人が県外に居住しており、管理ができないため、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により、所有権を移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。 議 長 確認された委員の説明を求めます。 〇〇委員 事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	<議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について>
議 長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。 4 頁、番号 3704 番から 3706 番までの 3 件です。 番号 3704 番は、柿崎区柿崎地内の農地を「一般個人住宅」に転用するものです。 5 頁に位置図、6 頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。 譲受人は、アパートに家族 3 人で居住していますが、子供の成長に伴い、手狭であることから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、柿崎都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に位置しているため、農地区分は、第 3 種農地に該当するものと判断しました。 土地利用計画は、住宅 1 棟、建築面積 85.95 m²で建蔽率は 31.14%です。 工事計画は、許可日から令和 7 年 12 月 31 日までです。 転用にあたり、生活排水は公共下水道により処理し、雨水は自然浸透及び道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。 番号 3705 番は、柿崎区柿崎地内の農地を「車両置場及び資材置場」に転用するものです。 7 頁に位置図、8 頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。 譲受人は、建設業を営んでいますが、事業の拡大により、車両置場及び資材置場が不足しているため、現在の敷地に隣接している申請農地を取得し、不足の解消を図るものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模な農地であるため、農地区分は、第 2 種農地に該当するものと判断しました。 土地利用計画は、車両置場及び資材置場で計画面積は妥当なものと判断しました。工事計画は、許可日から令和 7 年 4 月 30 日までです。

	転用にあたり、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。 番号 3706 番は、柿崎区馬正面の農地を「一般個人住宅」に転用するものです。 9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。 譲受人は、住まいが子供の成長に伴って手狭なため、建替えを考えましたが、現在の住宅敷地では建築計画の建物を建てるには狭く、スペースが確保できないことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模な農地であるため、農地区分は、第 2 種農地に該当するものと判断しました。 土地利用計画は、住宅及び倉庫であり、建築面積は 68.74 m²で建蔽率は 16.41%です。工事計画は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までです。 転用にあたり、生活排水は公共下水道により処理し、雨水は自然浸透及び道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。11 頁をご覧ください。 番号 3868 番は、申請地が譲受人の所有地に隣接しており、耕作に利便性が良いため、売買により、所有権を移転するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	続きまして、貸借権設定 29 件を審議しますが、17 頁、番号 3896 番は、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席)
議 長	それでは、〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」〇〇委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。17 頁をご覧ください。 番号 3896 番は、契約期間満了に伴う再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようなので、〇〇委員に関連する番号 3896 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (〇〇委員 復席)
議 長	続きまして、〇〇委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 29 件のうち、〇〇委員関連の番号 3896 番を除く 28 件を説明いたします。 12 頁から 18 頁をご覧ください。

	番号 3869 番から 3876 番、14 頁、3878 番、3881 番、3882 番の 11 件は、労力不足や農地の集約に伴い、新規に貸借権を設定するものです。それ以外の案件については、契約期間満了に伴う再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 4 号 実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について＞</u> 議案第 4 号「実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 4 号「実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について」説明いたします。19 頁をご覧ください。 対象地区は、柿崎区下小野、水野、東横山、上小野の 4 地区です。 変更内容は、地区内の中心経営体を新たに追加するものです。変更箇所は、配布しました別冊の個表に掲載されております「中心経営体」の内容にアンダーラインを引いてあります。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、意見なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (「ありません」の声あり)
議 長	賛成多数なので、本件は意見なしと決定いたします。

議 長	《<u>大潟区駐在室の議案</u>》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。 1 頁、番号 4601 番をご覧ください。 本件は大潟区上小船津浜地内の自作農地に自らの住宅を建設するために一般用住宅地として転用するものです。当地は住宅団地内にあり、既に宅地に囲まれている状態であり、住宅を建設しても周辺に影響を与えるものではありません。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 3 件を説明いたします。 2 頁、番号 4763 番から 4765 番をご覧ください。 4763 番と 4765 番は譲渡人の財産整理、4764 番は労力不足のため売買により所有権を移転するものです。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議 長	(「ありません」の声あり) 続きまして、貸借権設定 8 件について審議いたしますが、4 頁、番号 4769 番から 4771 番までの 3 件は、〇〇に関連する案件ですので、議事参与の制限により、議長を〇〇と交代いたします。 (議長を〇〇と交代) それでは、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) 〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。 大潟区 駐在室 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」〇〇委員に関連する貸借権設定 3 件を説明いたします。 4 頁、番号 4769 番から 4771 番をご覧ください。 いずれも契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は 10 年となっています。 本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 議 長 特に質問等がないようですので、〇〇委員関連の番号 4769 番から 4771 番までの 3 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手) 議 長 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (〇〇委員 復席) 議 長 議長を〇〇に交代いたします。
------------	---

議 長	続きまして、〇〇の関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 8 件のうち、〇〇委員関連の番号 4769 番から 4771 番を除く 5 件を説明いたします。 3 頁、番号 4766 番は、現耕作者の労力不足により新規の設定。 4767 番、4768 番、4 頁、4772 番、5 頁、4773 番はいずれも契約期間満了に伴う再設定です。契約期間は 3 年または 10 年で、それぞれ協議を行って決めたものと伺っています。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について＞</u>
議 長	議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 2 件を説明いたします。 6 頁、番号 4608 番、4609 番の 2 件をご覧ください。 2 件とも更なる農地の集約を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を新耕作者に変更するものです。 具体的な対象農地は、7 頁の対象農用地等リストのとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 1 頁、番号 5336 番から、4 頁、番号 5350 番をご覧ください。 すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号 5337 番、5338 番、5341 番、5342 番は他者へ貸付予定、5339 番、5340 番、5343 番から 5348 番は他者へ売却、他は経営基盤法再契約です。 備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 議案書は 5 頁、番号 5304 番をご覧ください。 譲渡人の財産整理のため、売買により譲受人へ所有権を移転するものです。 なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	確認された委員の説明を求めます。
〇〇委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u><議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について></u> 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」 計画変更 3 件を説明いたします。議案書は 6 頁をご覧ください。また、7 頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。 事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」 審議いたしますが、

議 長 頸城区 駐在室 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 頸城区 駐在室 議 長	9 頁、番号 5507 番は、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、大島委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」〇〇委員に関連する所有権移転 1 件を説明いたします。 9 頁、番号 5507 番をご覧ください。 譲渡人の希望により、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。 なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、〇〇島委員関連の番号 5507 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (〇〇委員 復席) 続きまして、〇〇委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 8 件のうち、〇〇委員関連の番号 5507 番を除く 7 件を説明いたします。 8 頁、番号 5500 番から、9 頁、番号 5506 番をご覧ください。 譲渡人の希望により、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。 なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
--	---

議 長 頸城区 駐在室 議 長 議 長 議 長 吉川区 駐在室 議 長 議 長	(「ありません」の声あり) 続きまして、貸借権設定 22 件について、事務局の説明を求めます。 10 頁、番号 5508 番から、14 頁、番号 5529 番をご覧ください。 番号 5508 番から 5514 番の 7 件は新規設定であり、番号 5515 番から 5529 番の 15 件は経営基盤法再契約や契約期間満了に伴う再設定です。 なお、これら 22 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 《吉川区駐在室の議案》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。 吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。 1 頁、番号 6222 番の 1 件をご覧ください。 合意による解約であり、返還後の利用計画は他者へ貸付予定です。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
---	---

議 長	<u>＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞</u> 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は 2 頁から 3 頁をご覧ください。 「1 計画変更」番号 1 番と 2 番の 2 件です。 3 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。 番号 1 番「大下溜池地区」は団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策に取り組むため追加するものです。事業概要は堤体工一式です。 番号 2 番「道之下地区」は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件を説明いたします。 4 頁、番号 6426 番と 6427 番の 2 件をご覧ください。 いずれも譲渡人の財産整理のため、譲受人へ所有権を移転するものです。 この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議 長	続きまして、貸借権設定 27 件について、事務局の説明を求めます
吉川区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 27 件を説明いたします 5 頁、番号 6428 番から 10 頁、番号 6454 番をご覧ください。 5 頁、番号 6428 番から 9 頁、番号 6449 番の 22 件は期間満了に伴う再設定です。 また、9 頁、番号 6450 番から 10 頁、番号 6454 番の 5 件は新規設定であり、いずれも賃借人の労力不足により、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。 これら 27 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>三和区駐在室の議案</u>》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告します。 議案書は 1 頁、番号 8667 番をご覧ください。 この案件は耕作者の都合により、解約するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議 長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明します。 議案書は 2 頁、番号 8609 番をご覧ください。 労力不足により、申請農地を譲受人へ所有権を移転するものです。 なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
〇〇委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について> 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」計画変更 4 件を説明いたします。議案書は 3 頁をご覧ください。また、5 頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。 事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件を説明いたします。 議案書は 6 頁、番号 8686 番及び番号 8687 番をご覧ください。 これらの案件は、譲渡人の労力不足により、耕作者に所有権を移転するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長 三和区 駐在室	続きまして、貸借権設定 14 件について、事務局の説明を求めます。 議案第 3 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 14 件を説明いたします。 議案書は 7 頁から 10 頁をご覧ください。 9 頁、番号 8685 番及び 8690 番は、労力不足により耕作者と賃貸借契約を結ぶものです。 その他の案件は、契約期間満了による再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第４号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について＞</u> 議案第４号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第４号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。 議案書は11頁をご覧ください。 三和区管内では、番号１番の１件、231㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【７．その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。

柿崎区 駐在室長	長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。 【 8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【 9. 閉会】 以上をもちまして、令和 6 年度第 9 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後 4 時 58 分終了 (農地部会終了後、地区会議開催)

上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____